

豊島区東池袋四丁目地区 交流施設実施計画（案）

《施設編》

平成 14 年 12 月

東池袋四丁目再開発ビル

交流施設のあり方検討委員会

目 次

《施設計画》

(1) 施設コンセプト

主な施設とその役割	1
交流施設と新中央図書館の連携	1
施設目的と機能の整理	2
主用途の確認と建築の方向性	3

(2) 部門計画・諸室計画

各施設構成	5
各諸室の検討	6

(3) 面積表

面積表	9
-----	---

(4) 配置・動線計画

各部門、諸室の配置	10
観客、舞台裏、搬入等の動線確認	12
利用パターン1	13
利用パターン2	14
利用パターン3	15
講演時の利用パターン	16
断面計画	17

(5) 舞台特殊設備計画

1) 舞台特殊設備の基本方針	18
2) 舞台特殊設備	22
3) 音響計画	23
4) 音響設計の実施項目	23

参 考

東池袋四丁目再開発ビル交流施設のあり方検討委員会名簿
豊島区東池袋四丁目地区交流施設実施計画(案)《施設編》策定経過
今後のスケジュール

《施設計画》

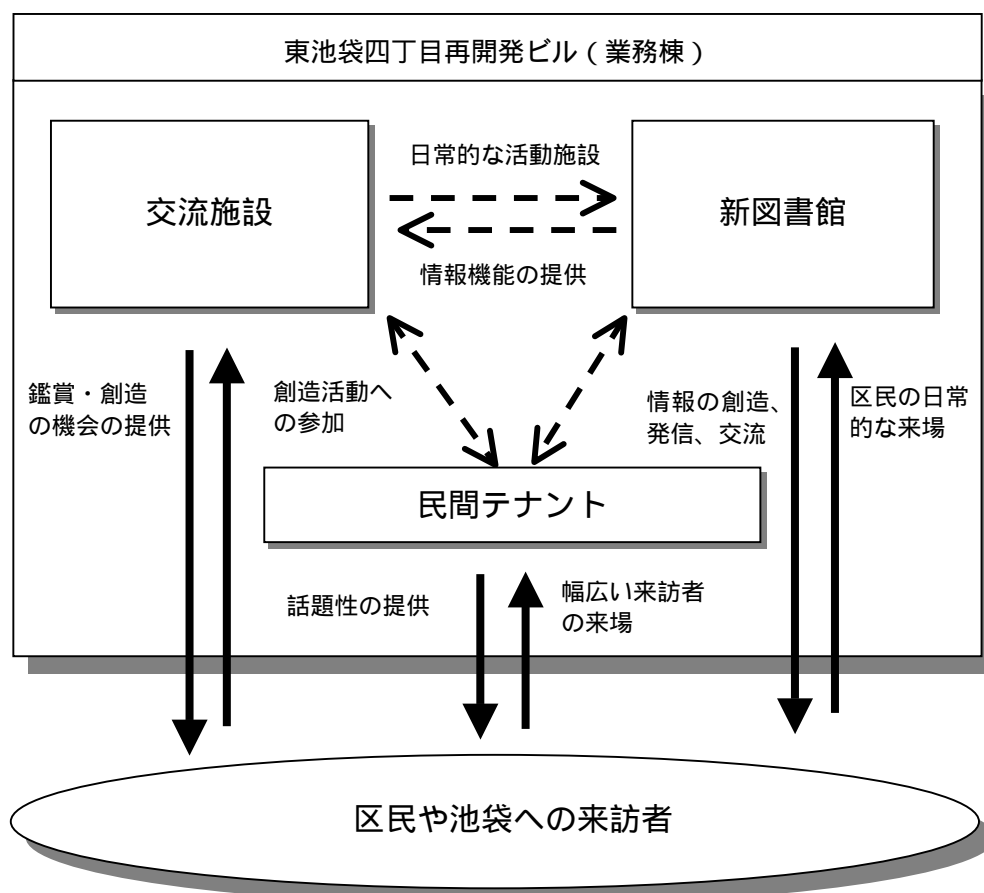
(1) 施設コンセプト

主な施設とその役割

東池袋四丁目地区再開発ビル（業務棟）は主に、新中央図書館と交流施設、民間テナントとで構成されており、それらが三位一体となり施設の目的を果たしていく。東池袋四丁目地区公共施設の役割は、新中央図書館が情報・文化の集積・交流・創造・発信ステーションとして区民の日常的な憩いの場とする。交流施設は芸術文化を通じて人と人が直接ふれあう場とし、それぞれのメリットを生かすためには連携が不可欠となる。とりわけ新中央図書館と交流施設とは情報、芸術、文化の創造、集積、発信の過程に大きく関わるため強い連携を図る。

交流施設と新中央図書館との連携

交流施設はホールを中心に練習室や視聴覚室等の創造支援施設も設けている。交流施設と新中央図書館との連携は、各諸室での日常的な活動や図書館のもつ情報機能を中心に展開する。



主用途の確認と建築の方向性

1) ホールの主用途

交流施設の主な施設であるホールの建築的な方向性を定めるにあたり、その主用途を確認する。

			交流施設 ホール	
演劇系	オペラ			
	バレエ・洋舞			
	邦舞			
	ミュージカル			
	歌舞伎			
	演劇	大・中型		
		小型		
	パフォーマンス			
	伝統芸能			
	能・狂言			
音楽系	生音系	オーケストラ	2管まで 3管以上	
		室内楽		
		リサイタル		
		歌唱		
		合唱		
		電気音響	ポピュラー	
		ロック		
		演歌		
	その他	民族音楽・実験音楽		
		邦楽・民謡		
		太鼓		
	展示系		絵画・書道・写真（平面）	
			彫刻・陶芸・工芸（立体）	
映像系		映像		
集会		集会・会議		

: 主用途 : 副次利用

ホールの音楽系の利用は、貸館事業での区民利用が中心と考えられるが、副次的利用の位置づけとした。池袋周辺には小規模な演劇を中心とした施設が多く、本ホールも創造活動と連携し、若者を軸とした文化発信に貢献することを目指す。

ホールの主な用途

- ・ 小規模な演劇を中心とした舞台芸術（パフォーマンス・アーツ）
- ・ ホワイエと平土間化したホールを利用した展示利用
- ・ 集会・会議・セミナー

2) 演目ごとの建築的条件

主な用途に対応するため以下の項目について建築的な方向性を示す。

舞台と客席の形状 空間の大きさ（幅、奥行、高さ）
 視覚条件（見え易さ） 聴覚条件（響き）

		小規模な演劇を中心にした舞台芸術	集会・会議・セミナー	展示利用
舞台と客席の形状		基本的には舞台と客席が対面する形式をとる。		平土間とする
		小規模の特性をいかし様々な空間利用が想定されるので、ブラックボックス形状とする。		平面物、立体物にも対応できるようシンプルな形状とする。
		ダンス等でフリースペースを有効に活用することが想定されるので平土間とする。		
空間の大きさ	幅	巡回公演での基準となる演技エリアは幅6間（10.8m）×奥行4間（7.2m）であるため、この上演できる寸法を確保する。	寸法による規定はなし	寸法による規定はなし
	奥行	300席の客席規模とステージの大きさにより決定する。	寸法による規定はなし	寸法による規定はなし
	高さ	舞台美術の高さが最大で5.4mと想定。天井下にライトが設置できる天井高を確保する。	寸法による規定はなし	
視覚条件	客席傾斜	基本的には見やすさを重視する。		
		舞台に集中でき、観客相互も一体感を持てる形状とする。		
		舞台と客席が対面する場合は段床とする。		
		ダンス等でフリースペースを有効に活用するため平土間とする。		
聴覚条件	響き	マイクを使用し、声や歌の明瞭さが求められるため、響きすぎないものとする。		

本ホールは演劇が主用途のためその演出効果、視覚条件に適した空間を計画する。またフリースペースの有効な活用や展示等の利用も考えると、ホール全面を平土間にする事も望まれる。

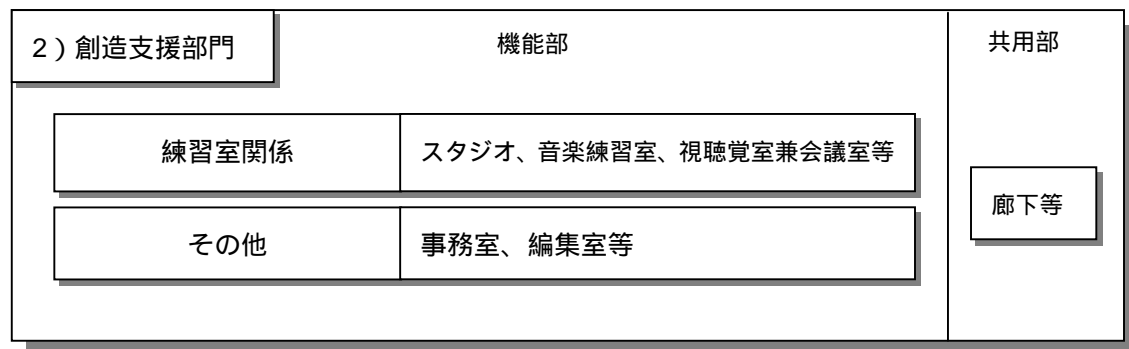
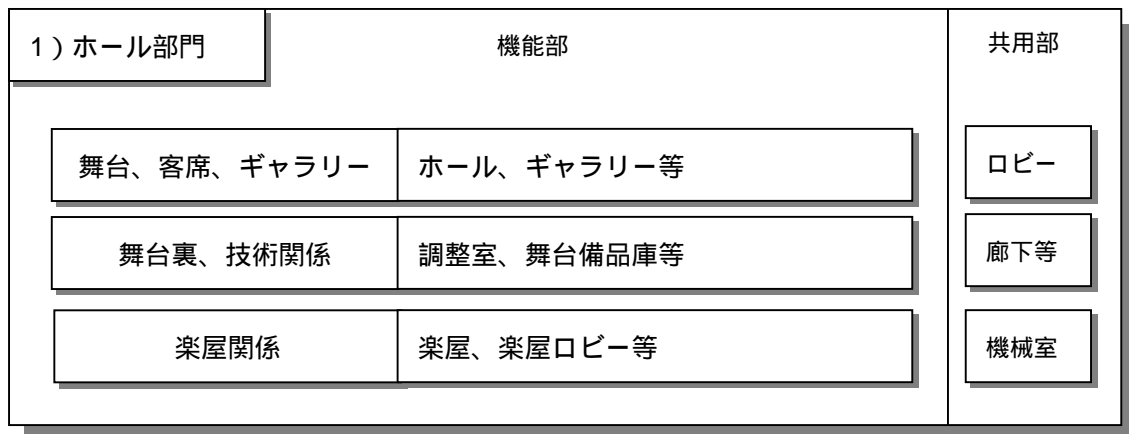
- ・ 演劇を主体としたブラックボックスを基本とした空間とする。
- ・ 演出効果を高める舞台特殊設備を十分に設置できるスペースを確保する。
- ・ 幅広い利用形態に対応するために、客席を可変し段床と平土間を両立する。

(2) 部門計画・諸室計画

各施設構成

交流施設は、演劇を中心とした舞台芸術の上演・発表の場だけでなく、稽古・練習といった創造活動の場としての役割をもっている。そのため創造活動に適した諸室と設備が必要となる。また、新中央図書館はホールでの芸術文化活動の情報を蓄積し、区民や来館者に対し芸術文化を通じた地域コミュニティの創出を図る。これらを踏まえ、交流施設の構成を 1) ホール部門、2) 創造支援部門、3) 日常利用部門の 3 つに分ける。

交流施設



他施設



各諸室の検討

それぞれの部門における主な諸室に関して、用途と施設概要を検討する。

1) ホール部門

機能	部門	諸室名	実施計画面積案 (㎡)	備考
ホール部門	舞台、客席 ホワイエ関係	客席+舞台	400	客席250㎡、舞台150㎡
		ホワイエ	240	
		切符売り場		
		カフェ	20	
		倉庫	15	
		主催者控室	20	
		客用便所	55	
		小計	750	
	舞台裏、 技術関係	舞台備品庫	100	
		照明・音響器具庫	25	
照明・音響制御盤室				
調整室		60		
	搬入ヤード	30		
	小計	215		
楽屋関係	楽屋	120	25㎡2室、70㎡1室	
	スタッフ控室			
	楽屋ロビー	100		
	楽屋事務所			
	楽屋便所	10		
	楽屋流し・シャワー室	10		
	楽屋備品倉庫			
	小計	240		
	合計	1205		

ホール

用途：小規模な演劇を中心とした舞台芸術の創造・発信活動の場

舞台芸術を主目的とし、その他の講演会、展示会等の用途にも対応でき時代のニーズに合わせてタイムシェアできる構造とする。

性格：練習活動や講演・会議等の幅広い利用も可能な「多機能ホール」

- ・演劇を主体としたブラックボックスを基本とした空間。
- ・演出効果のための舞台特殊設備を充足する。
- ・幅広い利用形態に対応するため、客席を可変し段床と平土間を両立する。

規模：日常的な利用に適した「小規模ホール」

- ・客席数 300席・350席程度。面積は客席約 250㎡、舞台約 150㎡。

2) 創造支援部門

創造支援部門	練習室関係	スタジオ 音楽練習室 編集室 ギャラリー 視聴覚室兼会議室	120 40 15 100 100	
	その他	事務室 備品庫 ロビー サポーター室 更衣・シャワー室 便所	120 20 60 25 55	女便所20㎡、男便所25㎡
		小計	655	

スタジオ

用途：演劇・音楽の練習利用と美術の個展の開催、ギャラリー部分との一体性を持ちタイムシェアできるものとする。

性格：・ホールでの発表・上演を想定した練習・リハーサルが可能な大きさを確保する。
・展示室、稽古場、クロークとしての機能を確保する。

規模：約 120 ㎡

ギャラリー

用途：絵画、彫刻などの美術品の展示が主用途である。

性格：個展等の開催時以外は無料空間とする。

規模：約 100 ㎡

音楽練習場

用途：・ロックやポピュラー音楽、ジャズ等のバンド練習用のスタジオ。

・調整設備を付属させ、簡単な録音が可能とする。

性格：・電気音響を利用した音楽に対して十分な遮音性能をもつものとする。

・簡単な録音機能をもつものとする。

規模：約 40 ㎡

視聴覚室兼会議室

用途：・会議や講習会等の集会機能が主用途であり、図書館との連携に配慮する。

・集会機能以外の利用を想定できるか今後検討する。

性格：視聴覚機能や、図書館との連携に関する情報機能の検討を行い、用途を確定する。

規模：約 100 ㎡

編集室

用途：音楽練習室での演奏の録音、その他の音響の編集をおこなう。

性格：ミキサー等の音響機材を設ける。

規模：約 15 m²

事務室

用途：交流施設の運営スタッフの執務スペース。

性格：簡単な打合せスペースや、チラシやポスター等の情報を加工する機能を設ける。

規模：約 120 m²

サポーター室

用途：ホールサポーターが日常的に集まり、運営スタッフを補助するスペース。

性格：控え、打合せ、収納等のスペースを確保する。

規模：約 25 m²

(3) 面積表

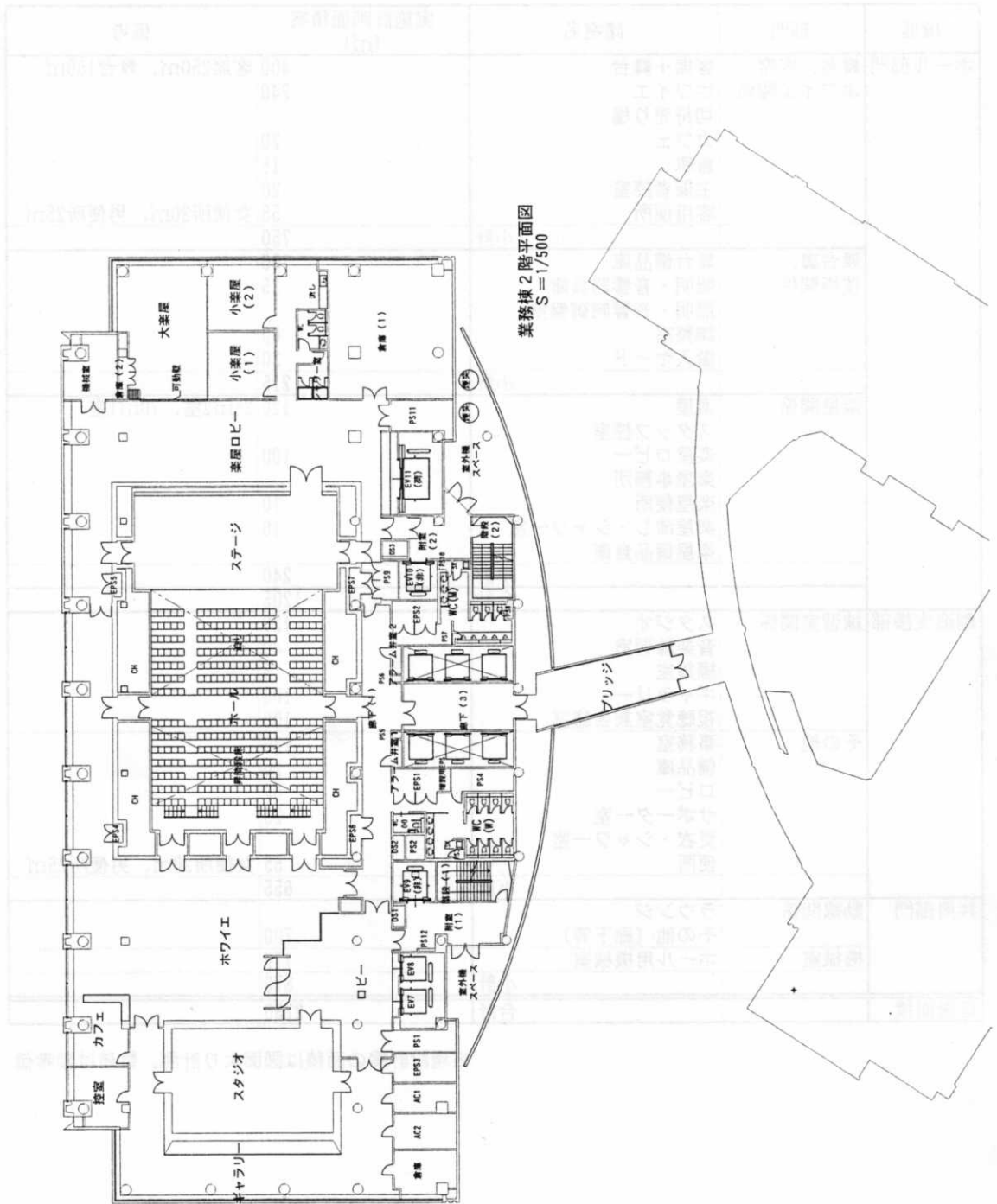
面積表

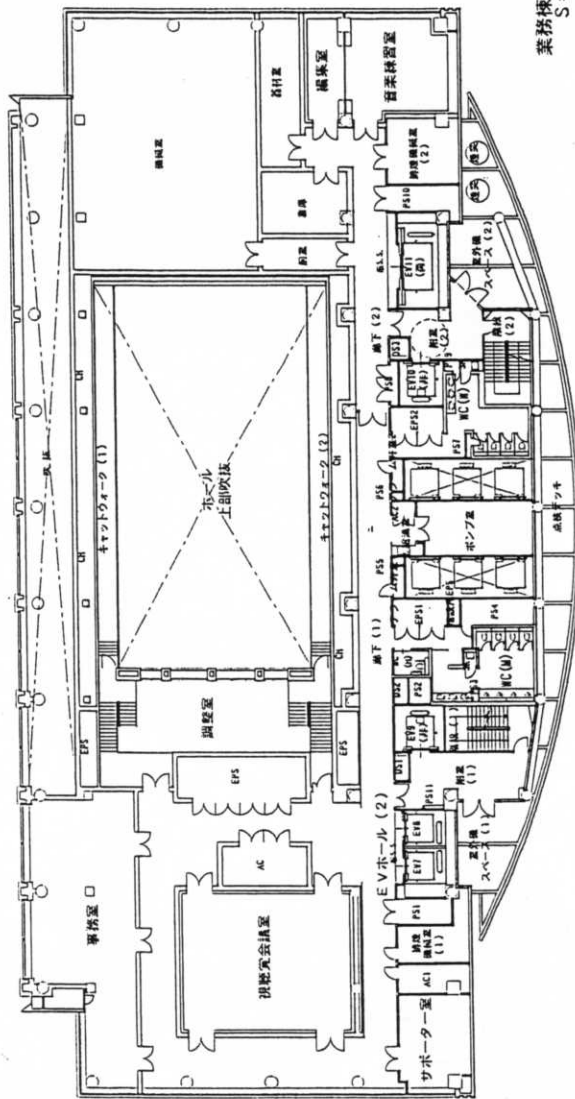
機能	部門	諸室名	実施計画面積案 (㎡)	備考
ホール部門	舞台、客席 ホワイエ関係	客席+舞台	400	客席250㎡、舞台150㎡
		ホワイエ	240	
		切符売り場		
		カフェ	20	
		倉庫	15	
		主催者控室	20	
		客用便所	55	女便所20㎡、男便所25㎡
		小計	750	
	舞台裏、 技術関係	舞台備品庫	100	
		照明・音響器具庫	25	
照明・音響制御盤室				
調整室		60		
	搬入ヤード	30		
	小計	215		
楽屋関係	楽屋	120	25㎡2室、70㎡1室	
	スタッフ控室			
	楽屋ロビー	100		
	楽屋事務所			
	楽屋便所	10		
	楽屋流し・シャワー室	10		
	楽屋備品倉庫			
	小計	240		
	合計	1205		
創造支援部門	練習室関係	スタジオ	120	
		音楽練習室	40	
		編集室	15	
		ギャラリー	100	
		視聴覚室兼会議室	100	
	その他	事務室	120	
		備品庫	20	
		ロビー	60	
		サポーター室	25	
		更衣・シャワー室 便所	55	女便所20㎡、男便所25㎡
	小計	655		
共用部門	動線関係	ラウンジ		
		その他(廊下等)	700	
	機械室	ホール用機械室	170	
	小計	870		
延床面積		合計	2730	

現設計案の面積は図面より計測、数値は参考値

(4) 配置・動線計画

① 各部門、諸室の配置



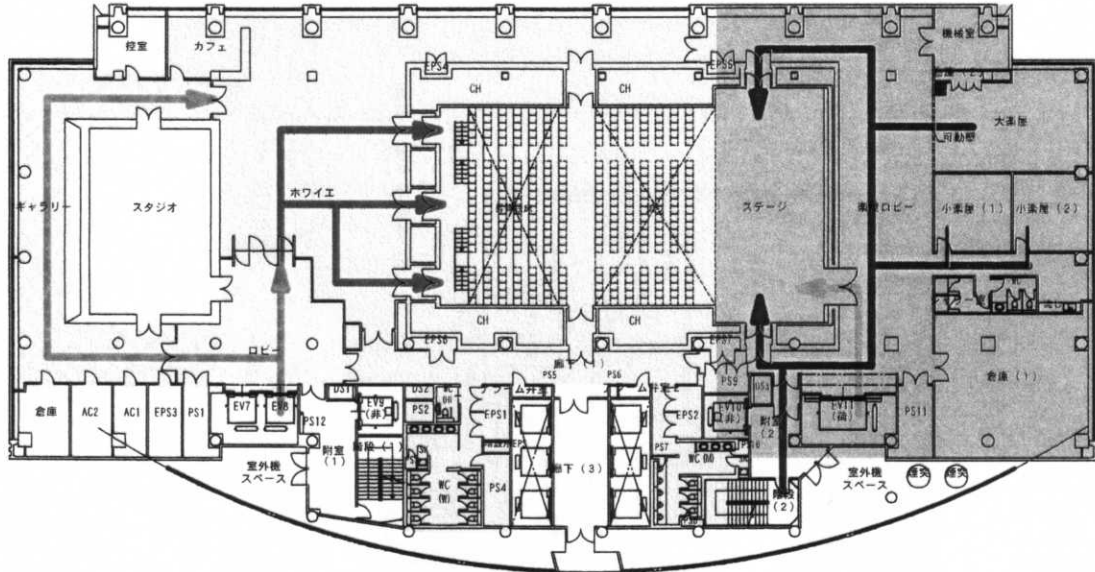


業務棟3階平面図
S=1/500

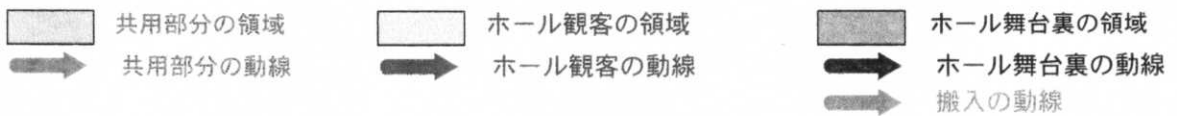
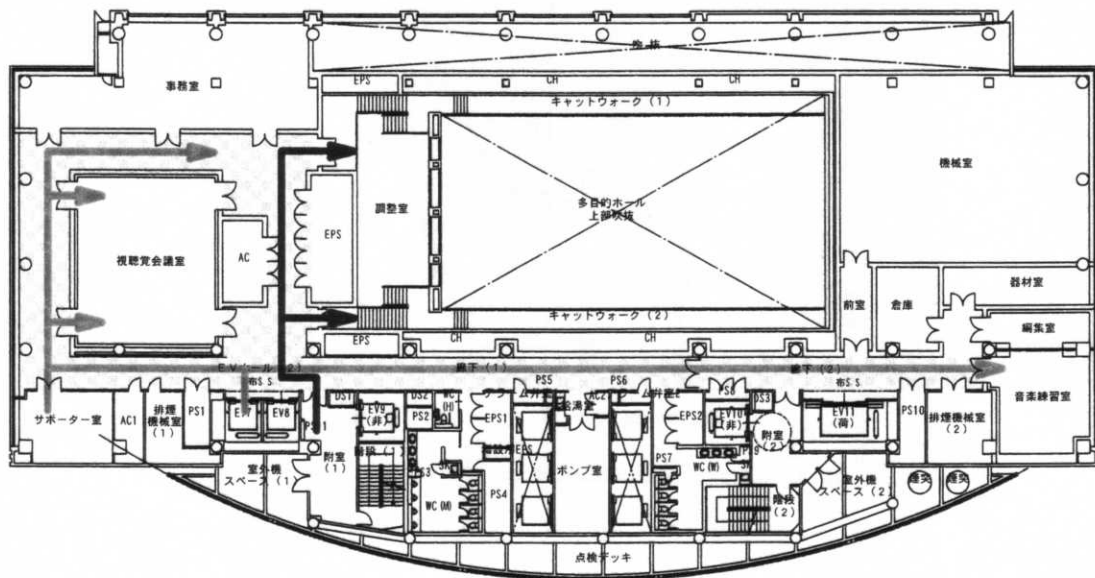


② 観客、舞台裏、搬入等の動線確認

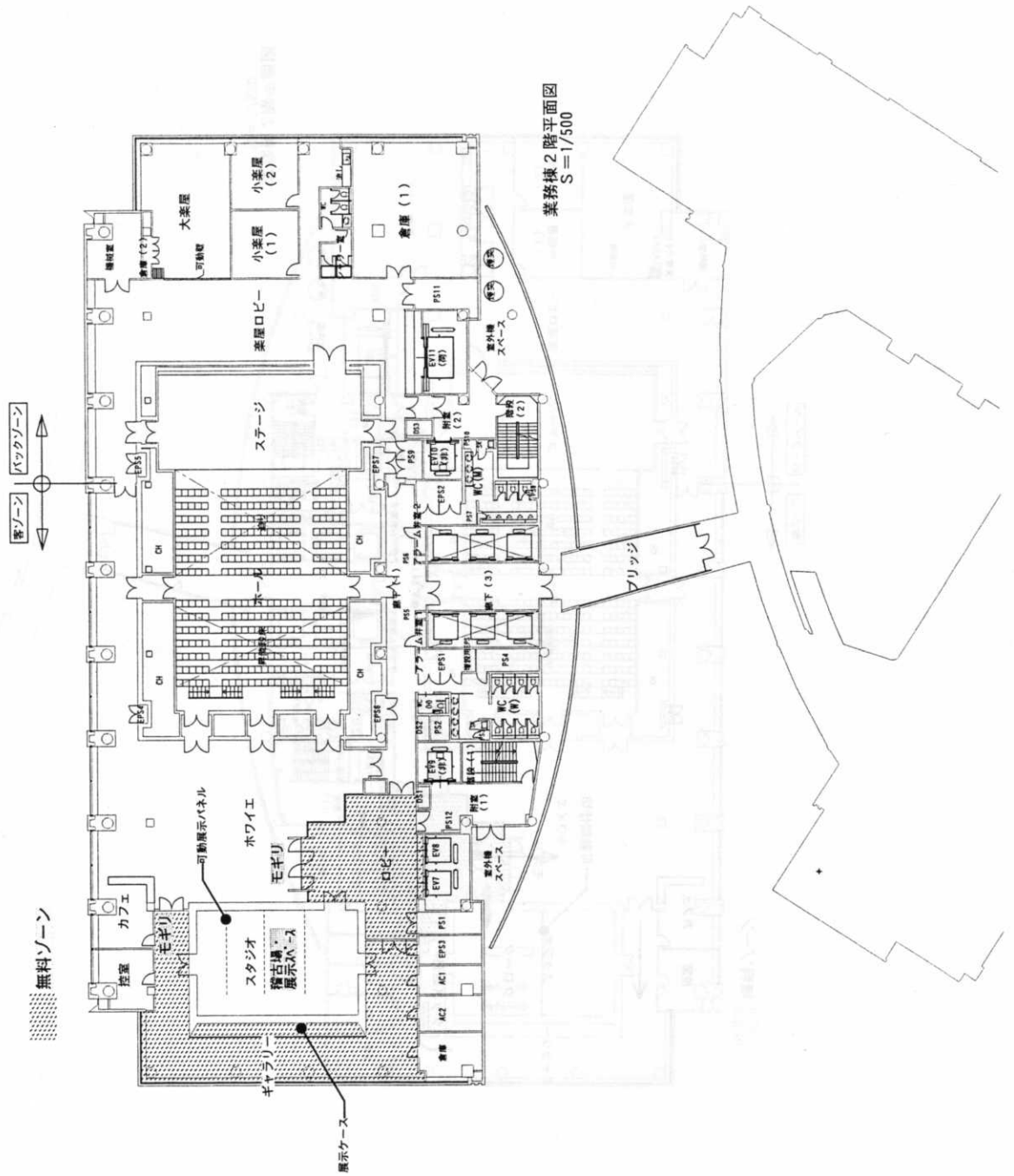
・ 2階の動線



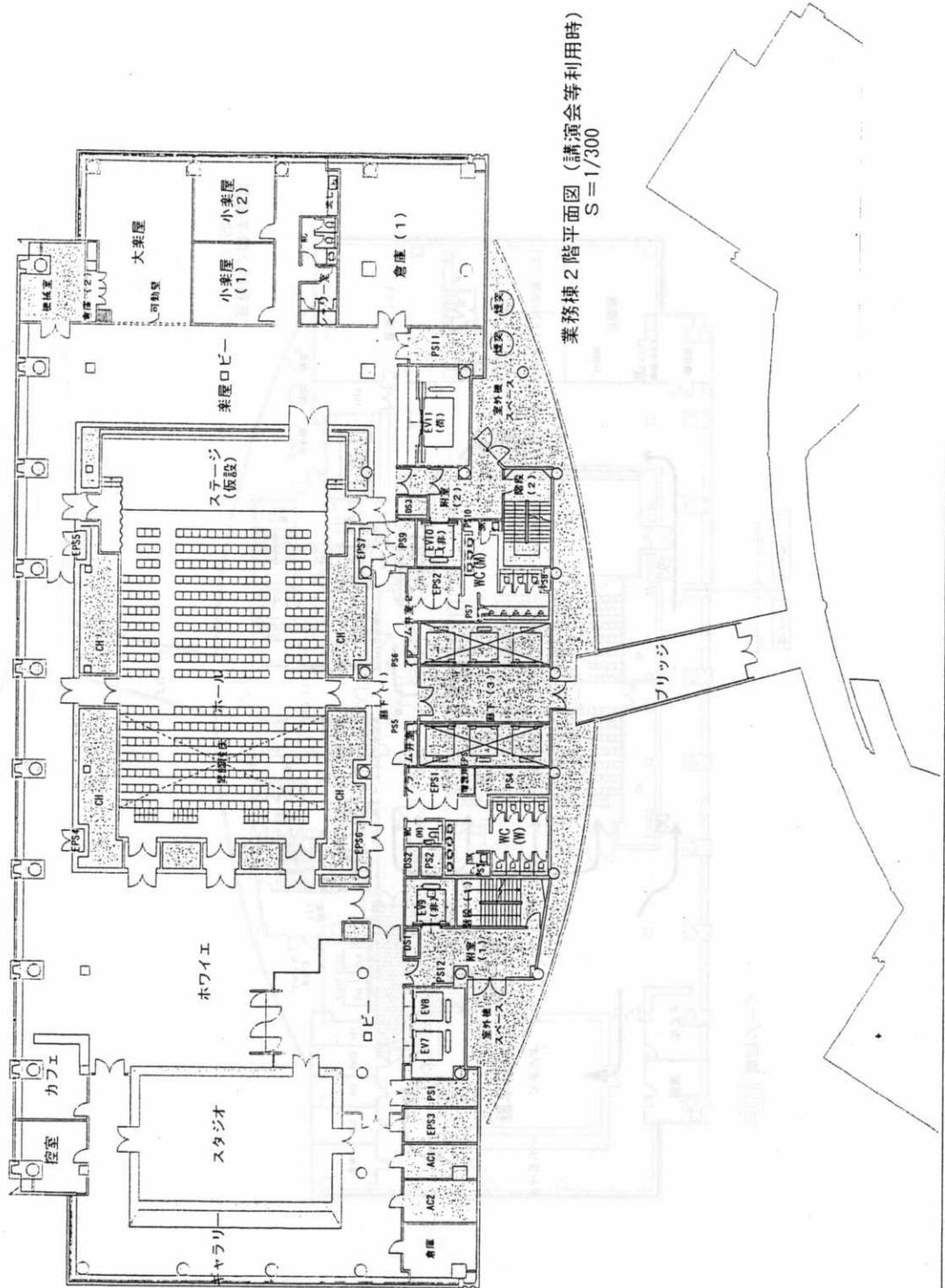
・ 3階の動線



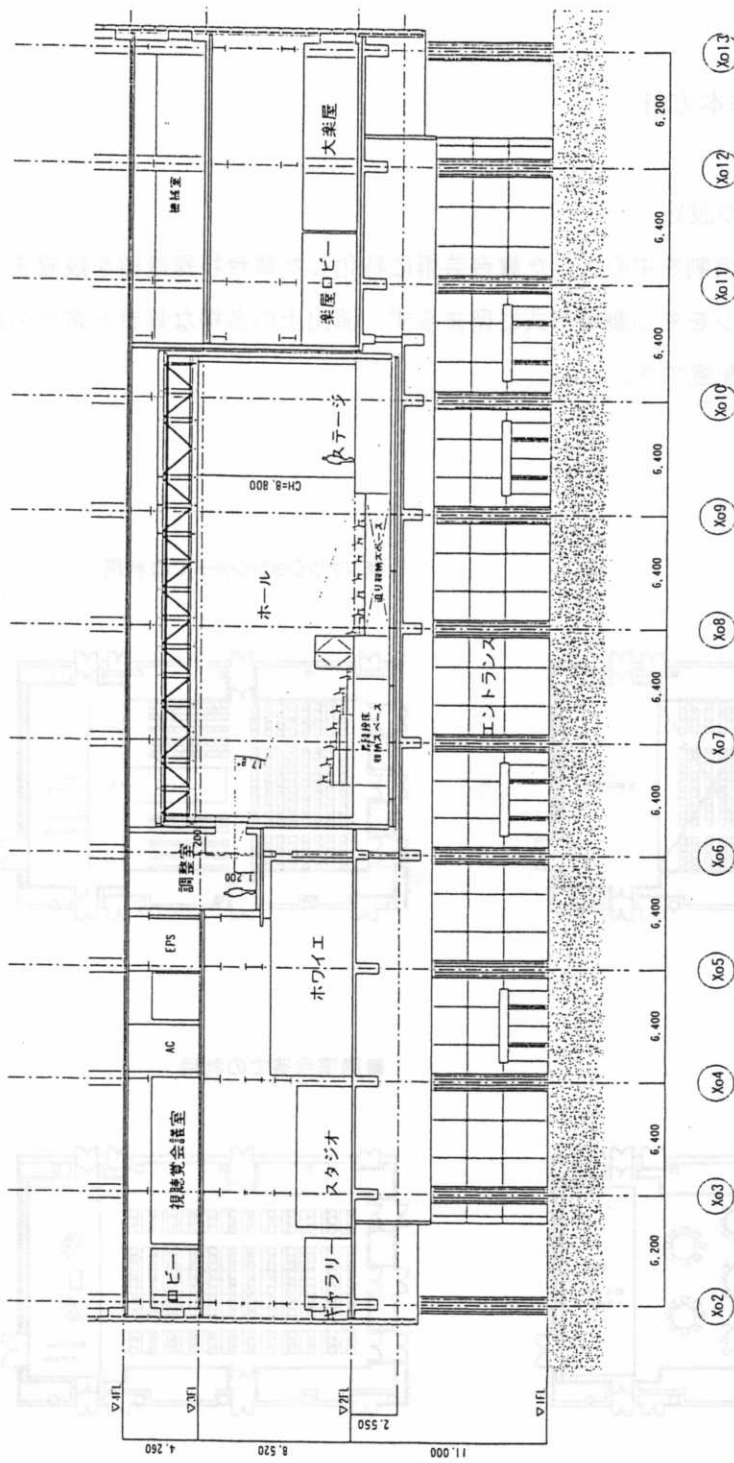
③ 利用パターン1



⑥ 講演時の利用パターン



⑦ 断面計画



ホール部分断面図
S=1/300

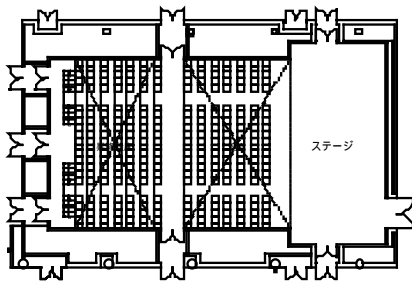
(5) 舞台特殊設備計画

1) 舞台特殊設備の基本方針

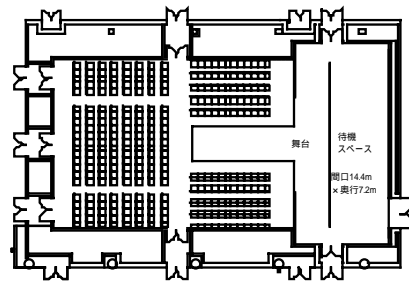
多様な演出空間の設定

交流施設では演劇を中心とした舞台芸術に特化した舞台特殊設備を設置する。機能はエンドステージをもつ劇場形式に留まらず、演出上の多様な舞台と客席の設定にも対応できるよう配慮する。

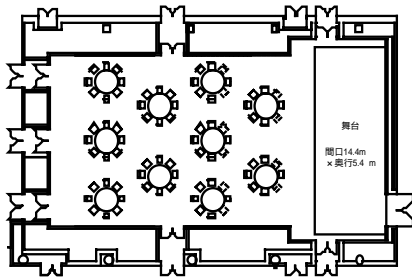
演劇等での利用



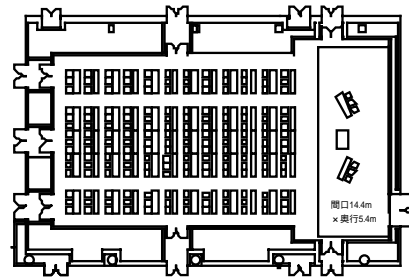
ファッションショーでの利用



パーティでの利用

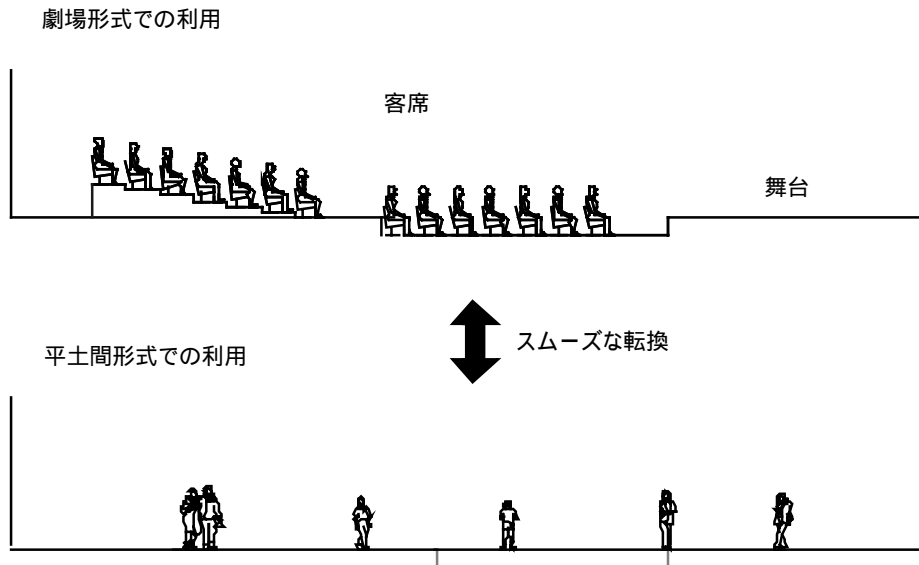


講演会等での利用



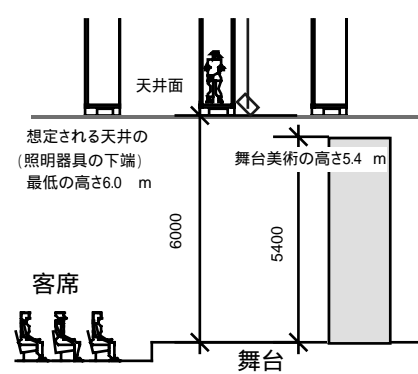
劇場形式から平土間形式へのスムーズな転換

演劇利用では劇場形式（客席段床）の利用が多いと考えられる。また、斬新な演出や展示・会議等の利用形態では平土間形式の利用頻度も高いため、2つの形式を手間をかけずに安全かつスムーズに転換できるものとする。



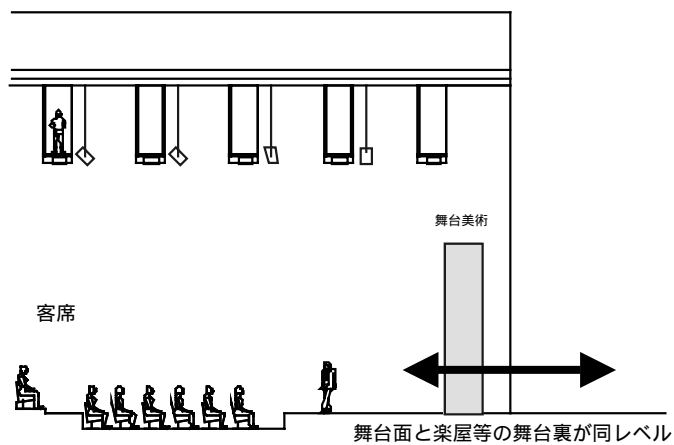
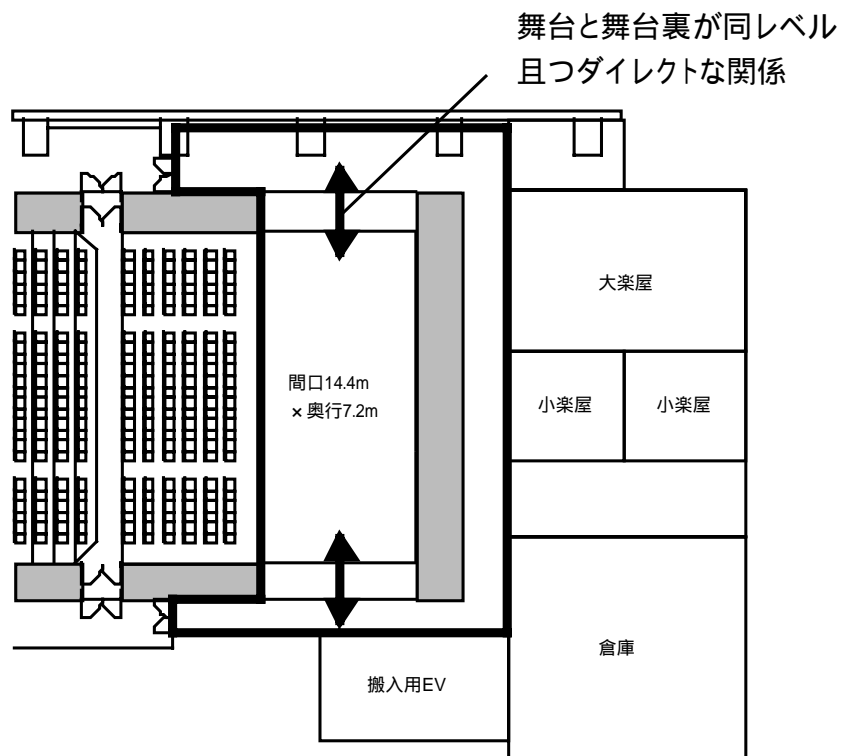
美術、照明、音響の効果を最大限に活用

舞台美術の高さの上限を 5.4m（9 尺）を想定し、天井高は照明器具の下端で 6m 以上とする。さらにそのレベルにて照明器具の調整が行えるものとする。



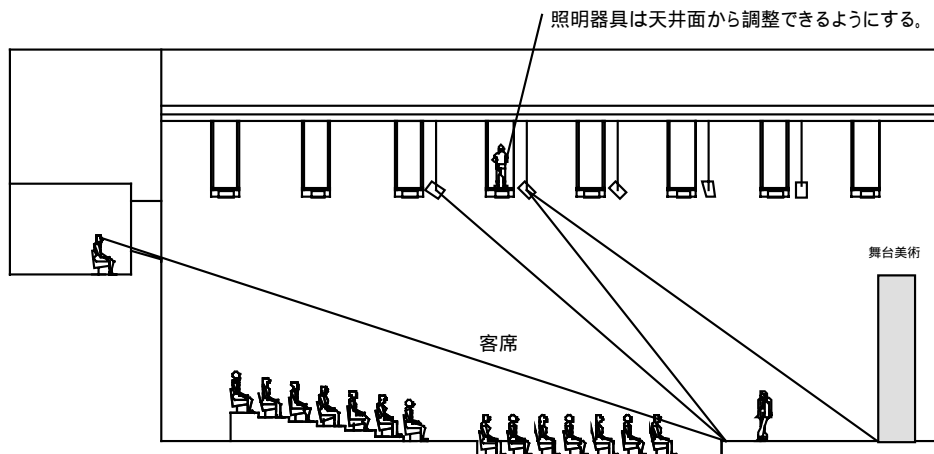
舞台と舞台裏（楽屋等）のダイレクトな動線の確保

舞台と舞台裏は、出演者やスタッフの往復が頻繁に行われるため、ダイレクトな動線を確保する必要がある。そのために、舞台と舞台裏とをなるべく開かれたものとし、舞台と舞台裏の床レベルも揃えるものとする。



仕込みの手間と危険の低減

本番前のリハーサル等に時間を割くためには、仕込み作業を手際よく済ませることが重要である。そのために、美術、照明、音響等の仕込みを効率良く組む必要があり、吊り込んだ照明のシュート等の調整は手間と安全面から天井で行えるものとする。



演出の自由度がある床面・内装

演出空間を自由に創造する為にも、内装は装飾的なものではなくダーク調で、様々な仮設に対応できるものとする。また床面も釘打ち等ができるものとする。



2) 舞台特殊設備

舞台機構設備

a. 吊物機構

- ・仕込みの吊り込み作業の手間の軽減・自由度に配慮して吊物機構を設置する。
- ・作業性、安全性を配慮する。

b. 床機構

- ・舞台迫りは舞台裏とのレベル差を同じにするため未設置とする。客席の前方を迫りとし、レベルを下げ舞台高さ確保する。
- ・平土間と劇場形式との転換は、機構設備を用いて行う。

舞台照明設備

- ・演劇に対応した電源容量、回路（コンセント）と調光機能を確保する。
- ・持込の調光卓や調光器の使用を可能とするコネクタ及び電源盤を設置する。
- ・ムービングライトなどのスポットライトの使用を可能とする制御線を確保する。

舞台音響設備

- ・基本的な拡声可能な設備（スピーカー、アンプ、調整卓等）を設置する。
- ・持込みの調整卓、スピーカー等の使用を可能とするコネクタ及び電源盤を設置する。

舞台映像設備

- ・プロジェクターの設置が可能な電源計画とする。

舞台連絡設備

- ・進行系、機構系、照明系、音響系といった職種別のインターカム、インターホン設備、ITV 設備、及びモニタースピーカ設備を設置する。

3) 音響計画

ホール及び稽古場において、つぎのような音響条件を実現する。

室内の騒音が十分小さいこと(騒音防止設計)

- ・外部の騒音、振動が伝わらないこと。
- ・施設の建築設備及び隣接する室からの騒音、振動が伝わらないこと。また、伝えないこと。
- ・空調設備騒音等の建築諸設備騒音が静かなこと。

良い室内音響条件が得られること。(室内音響設計)

- ・室内の響きが良好で、使用目的に応じた適切な響きを有していること。
- ・客席内での音圧分布が一様であること。
- ・エコー等の音響障害が生じないこと。

使用目的に応じた高性能な電気音響設備を有すること。(電気音響設備設計)

- ・使用目的に対して十分対応できる機能、性能を有していること。
- ・豊かな音量、良好な音質が均一に得られること。

4) 音響設計の実施項目

騒音防止設計

- ・室内騒音低減目標値の設定
小編成クラシックのコンサートの利用もあることから、NC - 20程度の静けさが必要となる。
- ・鉄道振動のホールへの影響の検討とその対策
地下鉄、道路に取り囲まれていることから低周波振動を遮断する必要がある。
- ・室間の遮音対策の検討
上階の図書館との遮音が重要
図書館に対する必要な遮音性能の概要
直上階に位置する図書館の必要な静けさをNC - 35以下を目標とする。

室内音響設計

- ・ホールの残響時間目標値の設定
コンサート時の目標値1.2～1.5秒程度が好ましい。(残響可変装置の導入を検討する)

電気音響設備設計

- ・ホール及び稽古場
スピーチの明瞭度が得られる拡声設備
簡単な演劇の効果音(舞台上に限る)、映像に付随する音声情報の再生ができる設備
録音設備
運営、スタッフ連絡設備

東池袋四丁目再開発ビル交流施設のあり方検討委員会名簿

顧問	区長	高野 之夫
委員長	助役	水島 正彦
副委員長	政策経営部長	小野 温代
副委員長	区民部長	大沼 映雄
副委員長	都市整備部長	山木 仁
副委員長	教育委員会事務局次長	森 茂雄
委員	政策経営部企画課長	郡司 信興
委員	政策経営部財政課長	齋藤 賢司
委員	政策経営部長期計画担当課長	西澤 茂樹
委員	総務部経理課長	石川 裕
委員	区民部地域文化課長	荻原 美智子
委員	都市整備部都市計画課長	上村 彰雄
委員	都市整備部都市開発課長	石井 雄三
委員	教育委員会事務局生涯学習課長	吉末 昌弘
委員	教育委員会事務局中央図書館館長	佐藤 正俊

豊島区東池袋四丁目地区交流施設実施計画（案）《施設編》策定経過

平成 13 年度

- 7 月 31 日 副都心開発調査特別委員会
- ・ 東池袋四丁目地区交流施設基本計画説明

- 8 月 25 日 広報としま 8 月 25 号掲載

平成 14 年度

- 6 月 20 日 第 7 回東池袋四丁目再開発ビル交流施設のあり方検討委員会
- ・ 交流施設の事業内容
 - ・ プラン変更

- 7 月 10 日 第 8 回東池袋四丁目再開発ビル交流施設のあり方検討委員会
- ・ 交流施設の事業内容
 - ・ プラン変更について

- 8 月 27 日 第 9 回東池袋四丁目再開発ビル交流施設のあり方検討委員会
- ・ プラン変更について
 - ・ 今後の進め方（運営主体、組織等）

- 10 月 17 日 第 10 回東池袋四丁目再開発ビル交流施設のあり方検討委員会
- ・ 交流施設実施計画（素案）について
 - ・ 今後の進め方

- 12 月 16 日 第 11 回東池袋四丁目再開発ビル交流施設のあり方検討委員会
- ・ 交流施設実施計画（素案）について
 - ・ 中央図書館移転実施計画（案）について

今後のスケジュール

平成 15 年 1 月 15 日 副都心開発調査特別委員会
東池袋四丁目地区交流施設実施計画(案)《施設編》説明(予定)

平成 15 年 2 月 15 日 広報としま 2 月 15 日号掲載(予定)
・ 区民及び専門家の意見を頂く

平成 15 年 3 月
東池袋四丁目地区交流施設実施計画《施設編》策定予定

平成 15 年 6 月
東池袋四丁目地区交流施設実施計画(案)《管理運営編》策定予定

構成

管理運営計画

- ・ 事業計画の基本方針
- ・ 管理運営組織の基本方針
- ・ 収支計画の基本方針

交流施設建設概算費用と財源

- ・ 保留床購入経費と工事費
- ・ 財源構成

今後の交流施設の方向性

- ・ 管理運営主体
- ・ 管理運営組織
- ・ 管理運営方針
- ・ 施設の評価について

平成 15 年 8 月 広報としま掲載予定
・ 区民及び専門家の意見を頂く

平成 15 年 10 月
東池袋四丁目地区交流施設実施計画《管理運営編》策定予定